



# 島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部 を改正する規則	（ ” ）	2
地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部 を改正する規則	（ ” ）	3

**公布された条例等のあらまし**

## ◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第19号）

## 1 規則の概要

- (1) 防災危機対策監の職を新たに設けることとした。（別表関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則（規則第20号）

## 1 規則の概要

主要な職員に、病院局の本局においては、参与及び管理監を加えることとした。

## 2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第21号）

## 1 規則の概要

- (1) 知事が定める職に、病院局の本局においては参与及び管理監を、病院局の病院においてはセンター長及びセンター長補佐を加えることとした。
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

**規****則**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第19号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中 「調整監 統括指導監査監」 を 「調整監 統括指導監査監」 に、「副課長」を「副課長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第20号**

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和35年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「局長」の次に「、参与」を、「課長」の次に「、管理監」を加える。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第21号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「局長」の次に「、参与」を、「課長」の次に「、管理監」を加え、「グループリーダー」を削り、本則第4号中「看護局長」の次に「、センター長」を、「技師長」の次に「、センター長補佐」を加える。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。